

建設工事等における情報共有システム活用の試行に係る運用マニュアル

平成29年8月1日

県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 このマニュアルは、建設工事等における情報共有システム活用試行要領（平成29年8月1日県土整備部技術企画課定め。以下「試行要領」という。）を補完するものである。

(情報共有システム)

第2 本試行において使用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページ（※）に掲載されているASPベンダーのものとする。

※ http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

2 利用環境

(1) 通信回線の確認

現場代理人及び監理技術者、主任技術者（以下「現場代理人等」という。）は、現場事務所におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線などの通信速度、実効速度などを確認すること。

工事書類は図面や写真などを含むことから基本的に大容量（1ファイルの容量は、最大10MBを目安とする。）となるため、情報共有システムの利用にあたっては高速通信回線が必要となる。特に、ファイルをアップロードする場合の回線速度（上り回線の速度が5Mbps）を確認すること。

(2) 対応OSの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるオペレーティングシステム（Windowsなど）の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

(3) 対応パソコンの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度などを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

(4) 対応WEBブラウザの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるWEBブラウザ（Internet ExplorerやFirefoxなど）及び発注者のセキュリティポリシーを確認し、受発注者の環境で利用できるか確認すること。

3 情報共有システム利用者

情報共有システムの利用者は当該工事の受発注者とし、受注者においては「現場代理人」、「監理（主任）技術者」、発注者においては「総括監督員」、「主任監督員」とする。

ただし、これによりがたい場合は、協議により決定できるものとする。

4 情報共有システム利用上の留意点

ID・パスワードが第3者に渡ると、工事帳票の漏洩や改ざんなどの恐れがあるため、利用者は、ID・パスワードの管理を徹底すること。

（工事帳票）

第3 情報共有システムで共有する書類は、「土木工事施工管理の統一事項 H22.7（H29.4改定）」によるものとする。

なお、対象書類は表1のとおりとし、受発注者協議により決定するものとする。また、表1以外の書類についても、協議により決定できるものとする。

表1

1 工事打合簿	5 工事事務速報
2 材料確認書	6 工事履行報告書
3 段階確認書	7 休日及び夜間作業届
4 現地調査・立会書	8 その他（要監督員協議書類）

2 電子署名・電子押印

情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

3 成果品

成果品は紙媒体とし、土木工事の技術基準（平成22年7月（平成29年4月改定）宮崎県県土整備部）に基づくものとする。

ただし、電子納品対象工事である場合は、工事写真及び工事完成図の電子納品試行要領による。

(情報共有システム内のデータ)

第4 完成検査の終了後、受発注者は情報共有システム内の電子データを出力し、又は、データを保管し、作業終了後、速やかに情報共有システム内の電子データを削除するものとする。

発注者は、情報共有システム内の電子データが削除されたことを情報共有システム提供者へ確認すること。

(セキュリティ対策)

第5 情報共有システムの使用に必要となるID・パスワードについては、利用者のみが知り得るものとし、それ以外の第三者へ漏洩しないよう管理を徹底すること。

2 情報共有システムを使用する端末のウィルス感染を防ぐため、ウィルス対策を行っている端末を使用すること。

3 共有データのウィルス感染が発覚した場合は、速やかに受発注者間で報告及び対策を行うこと。

(アンケート)

第6 本試行を実施した受注者は、工事完了後に別添のとおりアンケートに回答すること。

(その他)

第7 このマニュアル及び試行要領に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成29年8月18日から施行する。

(別添)

○情報共有システム活用工事のアンケート回答方法

1. 宮崎県のHPにアクセスし、「トップ→社会基盤→公共事業→技術基準→建設工事等における情報共有システム活用の試行についてのページを開いてください。

The screenshot shows the Miyazaki Prefecture website. At the top, there is a navigation bar with links for 'トップページ', '暮らし・教育', '健康・福祉', 'しごと・産業', '観光・文化・交流', '社会基盤', and '県政情報'. Below this, a breadcrumb trail is highlighted in red: 'トップ > 社会基盤 > 公共事業 > 技術基準 > 建設工事等における情報共有システム活用の試行について'. The main content area has a green header for '建設工事等における情報共有システム活用の試行について' and a sub-header '1 試行開始時期等'. The text below explains that the trial is for construction work (excluding maintenance work) and aims to improve communication and processing efficiency. A 'ツイート いいね' button is visible at the top right of the content area.

2. このページの末尾に、アンケート依頼を掲載していますので、情報共有システム活用に関するアンケートをクリックして回答してください。

The screenshot shows the bottom part of the website. On the left, there is a sidebar with a list of links, including '「設計変更ガイドライン【建築・設備工事編】」及び「工事一時中止に係るガイドライン【建築・設備工事編】」の策定について'. The main content area has a blue header for '3 アンケートについて' and a sub-header '建設工事等における情報共有システム活用試行要領等'. The text explains that a survey will be conducted for information sharing system usage. A red box highlights the survey request: 'アンケート回答はこちらをクリック → [情報共有システム活用に関するアンケート \(外部サイトへリンク\)](#)'. Below this, there is a section for '建設工事等における情報共有システム活用試行要領等' which lists documents for trial guidelines and a manual, and a '打合せ簿様式' (Meeting Record Form).